

## 指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

### 1 施設の概要

(総括) 米子市営日野川堰運動広場及び米子市営湊山庭球場

ア 名称	(1) 及び(2)は各施設個別表のとおり
イ 所在地	〃
ウ 構造	〃
エ 敷地面積	〃
オ 建築面積	〃
カ 開館日・開場日・開場時期	〃
キ 主な施設内容	〃
ク 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	<p>米子市では、体育施設条例に基づき、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、体育施設を設置している。</p> <p>また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの推進を図ることとしており、その目的達成のため体育施設の管理運営を行っていく。</p>
ケ 施設の現状	(1) 及び(2)は各施設個別表のとおり
コ 指定管理業務の方針	<p>クにおいて記載のとおり、体育施設は、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため設置されており、市民が、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる施設と機会を提供することを目的としている。</p> <p>しかし、体育施設はいずれも建設年度からかなりの年数が経過したものが多く、老朽化が目立っている。</p> <p>そのため、市の求める指定管理業務の方針として、施設の管理及び営繕を重視していくものとする。</p> <p>また、体育施設については、指定管理業務として自主事業を導入するとともに、利用料金制を採用することにより、一層のサービス向上と利用者の増加を図る方針であるが、現状では、夕方以降の時間帯での体育施設の稼働率が高く、一律に自主事業を導入すると一般の利用に支障が生ずるおそれがあるため、稼働率が比較的低い平日昼間の時間帯を中心に自主事業を実施し、これまで体育施設を利用していなかった人達を対象に新たな利用者層の掘り起こしが行われることを期待する。</p>
サ 施設の運営状況 (令和6年度)の概要	(1) 及び(2)は施設個別表のとおり

## (1) 米子市営日野川堰運動広場

ア 名称	米子市営日野川堰運動広場
イ 所在地	米子市古豊千地内
ウ 構造	-
エ 敷地面積	12,251 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	-
カ 開場時期	平成7年1月
キ 主な施設内容	グラウンドゴルフ場（2面）、駐車場（おおむね30台）等、移動式便所（5か所）
ク 施設の現状	主にグラウンドゴルフ等、米子市のスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び地元関係競技団体に活用されている。主に、芝生管理、便所の管理等を指定管理者で行っている。なお、敷地については、国土交通省中国地方整備局長から占用の許可を受けている。
ケ 施設の運営状況 （令和6年度）の 概要	(ア) 使用許可件数 544件 (イ) 利用者数 10,071人 (ウ) 自主事業 グラウンドゴルフ教室 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

## (2) 米子市営湊山庭球場

ア 名称	米子市営湊山庭球場
イ 所在地	米子市久米町215番地
ウ 構造	更衣室（木造平屋）、休憩舎（鉄骨平屋）、倉庫（木造平屋）、便所（鉄筋コンクリート造平屋）
エ 敷地面積	5,267 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	42.75 m <sup>2</sup> （更衣室）、19.83 m <sup>2</sup> （休憩舎）、32.90 m <sup>2</sup> （倉庫）、19.00 m <sup>2</sup> （便所）
カ 開場時期	昭和26年12月
キ 主な施設内容	テニスコート（4面クレー、軟・硬兼用）、更衣室、倉庫、国旗掲揚ポール及び休憩舎（一式）、駐車場（おおむね15台）
ク 施設の現状	古くからテニス活動の拠点として、多くの市民及び地元テニス関係団体、学生などに活用されている。
ケ 施設の運営状況 （令和6年度）の 概要	(ア) 使用許可件数 608件 (イ) 利用者数 4,505人 (ウ) 自主事業 ソフトテニス大会 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）。ただし、米子市営湊山庭球場については、米子城跡の整備に伴い上記期間途中で閉鎖を予定している。閉鎖以降の年度の収支予算については、閉鎖する時期が決定した後、市と指定管理者とで協議して定めるものとする。

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、経済部文化観光局長の承認を受けて、開館時間及び休場日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、経済部文化観光局長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備

### (4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 市が主催する事業の企画及び実施

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、施設の使用料及び自主事業の収入によって賄うものとする。

### (6) その他の条件

ア 指定管理者は、指定管理対象施設の管理業務を開始する日までに、市及び現に当該管理業務を行っている特定非営利活動法人 ever green から事務引継ぎを受けなければならない。

イ 指定管理者は、指定管理対象施設の管理業務の処理に当たり、指定管理対象施設の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力に努めなければならない。

ウ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、指定管理対象施設を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。

エ 市では体育施設の利用予約に際し、インターネット予約システム「とっとり施設予約サービス（サイト URL : <https://p-kashikan.jp/tottori/>）」による管理を行っているため、対応できる必要な体制を整備しなければならない。なお、令和9年度以降はシステムの見直しを行う場合がある。

オ 指定管理者は、本市の「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、印刷、清掃、除草等の作業を、可能な限り、障がい者就労施設等から優先して調達するものとする。

カ この募集要項で公募する「米子市営日野川堰運動広場及び米子市営湊山庭球場」の指定管理者となるものは、原則として、他の体育施設の指定管理者になることができないこととする。

キ 東山公園施設の指定管理者となる米子新体育館整備等事業の PFI 事業者の構成企業及び協力企業は、この募集要項で公募する「米子市営日野川堰運動広場及び米子市営湊山庭球場」の指定管理者となることができないこととする。